

選挙公示

日病薬選管26号
平成21年12月1日

会員各位

社団法人日本病院薬剤師会
選挙管理委員会
委員長 根反一明

役員選挙に関する公示

社団法人日本病院薬剤師会定款第16条に定める役員改選について、選挙管理規程第10条に基づき下記の通り公示する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 選挙の期日 | 平成22年2月6日（第43回通常代議員会） |
| 2. 選挙の種類 | 会長（1名）、副会長（3名）および監事（2名）の選挙 |
| 3. 届出事項及び手続 | 選挙管理規程第11条より、選挙管理委員長あてに直接または郵送（書留）により届け出る。
常勤役員候補者は届出用紙にその旨を明記する。 |
| 4. 届出の期限 | 平成21年12月20日（当日消印有効）
（平成21年12月21日以降の消印は無効とする） |
| 5. 届出先 | 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-15
日本薬学会会長井記念館8階
社団法人日本病院薬剤師会
選挙管理委員会 委員長 根反一明 |

（注1）郵送により届け出る場合は書留とし、封筒に「選挙関係書類在中」と朱書する。

（注2）選挙管理規程、選挙管理規程細則、常勤役員規程は次頁以降に掲載する。

（注3）立候補に必要な届出用紙は事務局に請求し、必ず所定用紙を使用する。

社団法人日本病院薬剤師会選挙管理規程

(目的)

第1条 本規程は社団法人日本病院薬剤師会（以下、日病薬という）定款第16条第1項に規定する会長、副会長及び監事並びに定款第33条に規定する代議員会議長及び副議長の選挙を公正且つ円滑に行うことを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 前条の目的を達成するため選挙管理委員会（以下、委員会という）を設け、委員をもって構成する。

(委員)

第3条 委員会委員は定款細則第22条別表1に定める各地区1名とする。ただし、関東地区は2名とする。

第4条 委員会委員は地区代議員の中から地区会長が推薦し、代議員会議長が指名した者とする。

第5条 同一地区内においては委員の交代を認めることとし、新委員の任期は前任委員の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員長は委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。

(副委員長)

第7条 副委員長は委員の互選により選出する。

2 副委員長は委員長を補佐し、必要あるときは委員長の職務を代行する。

(任期)

第8条 委員の任期は当該代議員と同一期間とする。

2 委員長及び副委員長の任期は委員と同一とする。

3 委員長及び副委員長が欠員となり、委員の互選により選出された場合、新任者の任期は前任者の残任期間とする。

(選挙の公示)

第9条 選挙日は当該代議員会開催日とする。

第10条 委員会は選挙日の60日前までに、選挙の種類、立候補の届出期日及び届出先などの必要事項を日本病院薬剤師会雑誌（以下、日病薬誌という）等に公示しなければならない。

(立候補の届出等)

第11条 自ら候補者になろうとする者は、公示日から20日以内に立候補届（様式1）、略歴書（様式2）、5名以上の正会員連署の推薦書（様式3）、会長及び副会長候補者となった趣旨、所信等を記載した趣意書（様式4）の書類を委員会に提出しなければならない。

2 候補者を推薦しようとする者は、会費を完納している正会員とし、公示日から20日以内に前項の書類の他に被推薦人の承諾書（様式5）の書類を委員会に提出しなければならない。

3 候補者になろうとする者は、推薦人になることができない。

4 推薦人は複数の候補者を推薦することができない。

(候補者の公示)

第12条 委員会は前条の書類の審査を行い、候補者として適格と認められた者については、その氏名等選挙に必要な事項を日病薬誌等に公開するとともに、代議員会資料として代議員に配布する。

(立候補の辞退)

第13条 立候補を辞退しようとする者は、選挙日の7日前までに辞退届（様式6）を委員会に提出しなければならない。

(選挙)

第14条 候補者が定数を超えた場合は、選挙を行う。

(決定)

第15条 選挙の結果については、委員会委員長が代議員会議長に報告し、代議員会で承認する。

2 候補者が定数の場合は、代議員会の採択を経て決定する。ただし、会長については出席する代議員の過半数をもって決定する。

(補欠選挙)

第16条 候補者が定数に満たない場合は、補欠選挙を行う。

第17条 補欠選挙の方法は委員会で協議し決定する。

(届出用紙の保管、管理)

第18条 本規程で定める諸様式の保管、管理は、日病薬事務局が行う。

(疑義)

第19条 本規程に関連する疑義については、委員会が決定を行う。

(改廃)

第20条 本規程の改廃は代議員会において行うことができる。

第21条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は細則に定める。

附 則 本規程は平成16年2月7日より実施する。

本規程の実施に伴い「社団法人日本病院薬剤師会選挙管理規則」(昭和60年4月1日)は廃止する。

一部改正 平成19年2月3日

一部改正 平成20年2月2日

一部改正 平成21年2月7日

社団法人日本病院薬剤師会選挙管理規程細則

第1条 選挙管理については、社団法人日本病院薬剤師会選挙管理規程によるもののほか、本細則の規定による。

(所信表明)

第2条 候補者の代議員会における所信表明は3分以内とする。なお、会長及び副会長候補者については、候補者が定数の場合も所信表明を行う。

2 趣意書には、立候補にあたっての所信及び抱負について400字程度で記載する。

(有権者)

第3条 投票権を有する者は、選挙時議場内にいる代議員とする。

(投票用紙)

第4条 選挙の場合、所定の投票用紙は日病薬事務局が用意し、投票直前に代議員に配布する。

(投票)

第5条 投票用紙は様式7とする。

第6条 投票用紙の記載は、投票しようとする候補者氏名の上欄に定数分の○印をもって行い、所定の投票箱に投票する。ただし、○印が定数に満たない場合は有効とするが、定数を超過している場合は無効とする。

(開票)

第7条 開票は選挙管理委員会(以下、委員会という)委員及び立会人が行う。

2 はじめに代議員全員の投票の確認を行う。

3 立会人は議長が出席代議員のなかから3名を指名する。

4 委員は○印のついた候補者の氏名を読み上げ、他の委員が記録を行う。

5 記録が終了した投票用紙については、他の委員が管理を行う。

第8条 開票結果については委員会委員長が発表する。

(当選者)

第9条 得票数上位者から順に定数以内の者を当選者とする。ただし、会長については有効得票数の過半数を必要とするものとする。

第10条 委員会委員長は当選者の決定を行う。

(再投票)

第11条 会長選挙において、第1回投票で各候補者の得票数が過半数を超えない場合、上位2名又は上位同得票の候補者について再投票を行い、過半数の得票者をもって決定する。

2 副会長選挙及び監事選挙において、第1回投票で得票数が同じで定数を超える候補者がいる場合、第1回投票で決定した当選者を除き、同得票の候補者について再投票を行い、得票数上位者から順に決定する。

3 代議員会議長及び副議長選挙において、第1回投票で第1位者が複数の場合は、第1位の候補者について再投票を行い、上位得票者をもって決定する。

第12条 再投票で決定しない場合、委員会で決定方法について協議する。ただし、候補者は協議に加わることはできない。

(議場の閉鎖)

第13条 選挙実施中は議場を閉鎖する。

(改廃)

第14条 本細則の改廃は代議員会において行うことができる。

附 則 本細則は平成16年2月7日より実施する。

本細則の実施に伴い「社団法人日本病院薬剤師会選挙管理規則施行細則」(平成11年4月17日)は廃止する。

一部改正 平成19年2月3日

一部改正 平成20年2月2日

社団法人日本病院薬剤師会常勤役員規程

(目的)

第1条 本規定は、社団法人日本病院薬剤師会(以下、日病薬という)定款第18条「ただし書」及び定款細則第14条に規定する事項について定めることを目的とする。

(常勤役員の種類)

第2条 会務の遂行上必要と認められた場合、会長、副会長及び常務理事は常勤となることができる。

2 専務理事は常勤とする。

3 常勤役員は3名以内とする。ただし、常勤副会長は1名以内とする。

(常勤会長)

第3条 常勤会長になろうとする者は、立候補時にその旨を明らかにしなければならない。

2 立候補時において任期途中で常勤会長になる予定がある場合、会長立候補者は予め代議員会の承認を得なければならない。

(常勤副会長)

第4条 常勤会長がいるとき、副会長は常勤となることができない。

2 常勤副会長は、代議員会が会務の遂行上必要と認めた場合、会長が副会長の1名を指名する。

3 会長の指名により任期途中で常勤副会長になろうとする者は、代議員会の承認を得なければならない。

(専務理事及び常勤常務理事)

第5条 専務理事及び常勤常務理事は、会長が会務の遂行上必要と認めた場合、会長が指名する。

2 専務理事及び常勤常務理事は代議員会の承認を得なければならない。

(任期及び年齢制限)

第6条 常勤会長及び常勤副会長の任期は2期4年を限度とし、任期中に満71歳を超えないこととする。

2 専務理事及び常勤常務理事の任期は1期2年とし、会長が指名する。

3 専務理事及び常勤常務理事は70歳に達した年の年度末をもって定年とする。

(報酬)

第7条 報酬とは、常勤役員の基本報酬、退職金及び功労金をいう。

(基本報酬)

第8条 常勤役員の基本報酬額は別表1によるものとする。

2 会務遂行のために所属組織を退職して常勤役員となった場合、所属組織で定められている定年までの期間は現給を保証する。ただし、満65歳を限度とし、それ以後は本会の規定によるものとする。

(退職金)

第9条 常勤役員の退職金の額は別表2によるものとする。

(功労金)

第10条 常勤役員の退職時に功労金を支給することができる。

2 功労金の額は別表3によるものとする。

(審査会)

第11条 報酬に関する事項を審査するため、常勤役員報酬審査会（以下、審査会という）を置く。

第12条 審査会委員は代議員とし、本会定款細則第22条別表1に定める各地区より1名を選び、会長が委嘱する。

第13条 審査会は会長の諮問に基づき、基本報酬、退職金及び功労金の額並びに功労金の支給の有無について審議を行い答申する。

2 前項の諮問は役員改選前に行う。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は代議員会において行うことができる。

附 則 本規程は平成16年2月7日より実施する。

本規程の実施に伴い「社団法人日本病院薬剤師会常勤役員に関する規程」（平成13年2月10日）及び「社団法人日本病院薬剤師会常勤役員報酬規程」（平成13年2月10日）は廃止する。

別表1（第8条第1項関係）

報酬		
1	常勤会長	1,000万円
2	常勤副会長	900万円
3	専務理事	800万円
4	常勤常務理事	700万円

但し、月額報酬は年報酬額の12分の1を支給する。

別表2（第9条関係）

退職金（任期1年あたり）		
1	常勤会長	60万円
2	常勤副会長	55万円
3	専務理事	50万円
4	常勤常務理事	40万円

別表3（第10条関係）

功労金
常勤役員については、退職時に功労金を支給することができる。功労金は退職金の50%を上限とする。但し限度額を100万円とする。功労金の金額は審査会が審議し、理事会に諮る。

平成21年度選挙管理委員会委員名簿

地区	氏名	勤務先
北海道	高崎 雅彦	国立病院機構 道北病院
東北	村上松太郎	秋田県立脳血管研究センター
関東	◎根反 一明	(社福) 同愛記念病院
	○齋藤 昌久	小田原市立病院
北陸	西尾 浩次	金沢医科大学病院
東海	大川 裕	順天堂大学医学部附属静岡病院
近畿	川勝 一雄	医療法人稲門会岩倉病院
中国四国	友田 泰樹	広島市立広島市民病院
九州・山口・ 沖縄	本田 義輝	(大)熊本大学医学部附属病院

◎委員長 ○副委員長

*会長、副会長、監事の候補者については、日病薬誌第46巻2号に掲載する予定ですが、選挙日が平成22年2月6日です。年内に当会ホームページにて公開する予定です。